

3. 申出の内容

- (1) NTT東日本に対する毎月利用料金の内、基本料(回線使用料)及び屋内回線使用料の無料化について

4. 申出の理由

- (1) NTT東日本株式会社に上記3項について問合せをしたところ、基本料金(回線使用料)とは、NTT各地域電話局内交換機より使用者玄関先までの専用回線の保安・維持費の使用者負担金と回答を受けました。私は、このような費用は「NTT東日本株式会社」に於ける、設備投資に対する原価償却の問題であり、使用者が半ば強制的に負担させられる事ではないと考えます。NTT東日本株式会社では、電話使用申込時に使用者より、既に施設設置負担金を徴収しており、更に毎月の保安・維持費まで求めることは、民間企業としては不合理ではないかと考えますので、早急に廃止の御指導をお願い致します。
- (2) 次に、屋内配線使用料については、使用者の申出があれば買取りが出来る旨の回答がありました。手続きについては申込み時点で無料で売り渡すとのことでした。このような無料で使用者に提供できる施設を料金化して、毎月に徴収することは無いと考えます。(無料とは売買ではなく贈与ではないでしょうか?)

およそ社会に必要とされる事業とは、使用者(利用者、国民)が豊かで平和な明るい社会生活を過ごせる事を目的に、企業者が設備投資、その他投資を行う事を基本として開始・認可されるものではないでしょうか。

5. その他参考となるべき事項

- (1) 現在、わが国の電力料金の基本料は、電話料金(NTT東日本株式会社)の基本料金よりも安く、また、保安維

持の為に定期点検が無料にて行われております。

- (2) 次に民営化された3公社(国鉄、電電、専売)の内、利用料金や商品代に基本料を徴収して営業を行っているのは、NTT東日本株式会社のみである。

現在、わが国に於いては零細なる個人営業者及び、中小営業者(特別営業許認可事業以外)は、無制限一本勝負の厳しい自由競争状態にあり、廃業者や倒産業者が日夜増加しているにもかかわらず、一方では、国(郵政省)から特別に保護を受けているように見える民間企業があり、その様な企業が利権的(過去から継続的に)に利益を確保して、優良企業として存在していることは、自由競争の原則からも不合理に見えます。

このような現状は、真の自由競争とは言えず統制経済よりも悪い状況、弱者いじめ(利用者、国民)ではないかと、当局に一考を促したく提言させて頂く次第です。

以上